

都市農地保全支援プロジェクト実施要綱

制定 平成 26 年 3 月 31 日付 25 産労農振第 1703 号

改正 平成 29 年 3 月 16 日付 28 産労農振第 2108 号

第 1 趣 旨

都市農地は、都民の食卓に新鮮で安全・安心な農産物を供給する本来の機能のほかに、災害時における一時避難場所や緑と潤いを供給する緑地空間など、極めて重要な機能を有している。しかしながら、都市化の影響や、農家の相続などを契機として年々減少を続けており、都市の環境保全や防災など、農地が果たしている大切な機能が損なわれることが懸念されている。

そこで、都は、都市農地の保全を積極的に推進するため、区市町と連携して地域の実情に即した農業振興計画等に基づき、都市農地保全支援プロジェクトを実施する。

第 2 目的

本事業は、農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能をより発揮させると共に、地域住民に配慮した基盤整備により、貴重な都市農地の保全を図ることを目的とする。

第 3 事業対象

本事業は、区市町が策定した農業振興計画などを基に、市街化区域内の農地保全策を具体化する基本方針や事業内容などを示した「都市農地保全支援プロジェクト実施計画書」（以下「実施計画」という。）を作成した区市町を対象とする。

第 4 事業内容

本事業は、実施計画を実現するために必要な次の支援を行うものとする。

- 1 整備支援（農地の防災機能強化、地域や環境に配慮した基盤整備、レクリエーションや福祉、教育等の機能発揮のための農地活用に関するハード経費、実施設計経費など）
- 2 推進支援（整備支援に関連する調査設計や農地保全の理解促進を図る目的とした広報活動などに関するソフト経費など）

第 5 事業実施期間

本事業は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 ヶ年とする。

第 6 実施計画

- 1 実施計画
本事業を実施しようとする区市町長は、「実施計画」を作成するものとする。
- 2 実施計画の承認

区市町長は、「実施計画」を知事に提出して、その承認を受けるものとする。

3 実施計画の変更

区市町長は、知事の承認を受けた「実施計画」について、必要に応じて変更を行うことができるものとし、その場合については、2の規定を準用するものとする。

第7 他の計画・施策との連携等

区市町は、「実施計画」の策定及び事業の実施に当たり、事業の効率的、効果的な推進を図る観点から、農業振興に関する計画・施策をはじめ、都市計画や環境、防災、福祉、教育等に関連する計画・施策との調整、連携に十分留意の上実施するものとする。

第8 推進指導

1 区市町の推進体制

区市町長は、関連する計画・施策との連携を考慮しながら、地域の実情に応じて事業を効果的かつ適正に実施するための推進体制を整備するものとする。

2 都の推進指導

知事は、区市町が地域の実情に応じて事業を効果的かつ適正に実施できるよう、事前の内容精査と事後の評価を行うものとする。

第9 助成措置

都は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、都市農地保全支援プロジェクトの実施に必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

附 則（平成26年3月31日付25産労農振第1703号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日付28産労農振第2108号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。